

電気・ガス料金支援に係る 電気料金の特別措置

2025年2月1日実施

あばしり電力株式会社

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置（以下「本特別措置」といいます。）は、当社が取次業者として、電気需給約款（高圧）（2024年4月1日実施）および料金表（高圧）（2024年4月1日実施）（以下総称して「各約款等」といいます。ただし、各約款等が変更された場合は、変更後の電気需給約款（高圧）および料金表（高圧）をいいます。）にもとづき小売電気事業者が高圧で供給する電気を小売するときに適用いたします。

2 適用期間

適用期間は、2025年2月の料金に係る計量期間等の始期から2025年4月の料金に係る計量期間等の終期までといたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、各約款等にもとづき燃料費調整額、市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を算定する場合において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 燃料費等調整額

2（適用期間）に定める適用期間における燃料費等調整額は、各約款等に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 その他

その他の事項については、各約款等に定めるところによるものといたします。

別 表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.1946$

$\beta = 0.0827$

$\gamma = 1.0081$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本特別措置における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (51,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 51,400 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用され

る電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

| 平均燃料価格算定期間 | 基準燃料費調整単価適用期間 |
|------------------------------|--------------------|
| 2024年9月1日から2024年11月30日までの期間 | 2025年2月の料金に係る計量期間等 |
| 2024年10月1日から2024年12月31日までの期間 | 2025年3月の料金に係る計量期間等 |
| 2024年11月1日から2025年1月31日までの期間 | 2025年4月の料金に係る計量期間等 |

ロ 本則 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

| | | |
|------------|---|------------------------|
| | 2025年2月の料金に係る計量 期間等の始期から2025年3月 の料金に係る計量期間等の終 期までの期間 | 2025年4月の料金に係る計量 期間等 |
| 1キロワット時につき | 1円30銭 | 70銭 |

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

| | |
|------------|-------|
| 1キロワット時につき | 18銭8厘 |
|------------|-------|

3 燃料費等調整単価のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定した燃料費等調整単価を電磁的方法（インターネットを利用する方法をいいます。）等によりお知らせいたします。